

祿一千石、使釋褐藩素行、感知遇、應聘仕于此九年、而責不以職任、遇以賓禮、猶故萬治三年庚子夏、有故辭祿、侯謂素行曰、近世木村常陸介、封邑五萬石、以五千石、聘木村總右衛門、長谷川藤五郎八萬石、以八千石、聘島孫右衛門、丹羽五郎左衛門、十二萬石、以一萬石、聘江口三郎左衛門、吾所聞也、寺澤志摩守八萬石、以八千石、聘天野源右衛門、松平越中守十萬石、以一萬石、聘吉村又右衛門、吾所親見也、自今以後、諸侯有聘問者、不爲一萬石、無應其聘矣、夫百石千石、士之常祿也、士不食祿萬石、則出不足、以行軍國之用、備戎器之具、入不足以祭祀祖先、養父母、撫臣民矣、其被尊崇、率若此、

〔銀臺遺事〕

春

遺言

吉勝堀

に任せ

所領を子供に分ちたまふ

嫡子丹右衛門勝安

三百石加増して

五百

石に成

其子次郎太夫勝行

其子平太左衛門勝名也

君重賢

細川の御家を繼せ給ひけるは

勝名いま

だ小姓組の比にて

勤仕しけるを用人にうつされ

いく程なく

寶曆二年七月擢出して

奉行にな

し給ひけるより以來、一國の仕置、此人の計らひたまはざる事なく、終に中老を経て、家老になし、所領を加へて、三千五百石に至り、國の政事を委任したまふ事、凡三十年ばかり、君の人を知らせ給ふ事、明らかに、人を任じ給ふ事の専らなりし事、如斯、

浦地喜左衛門正定、略、中、君の御代になつては、納戸の事を司りてありけるに、ある時鷹野に具し給ひて、此犬をばし引て居よと有ければ、犬は犬引にこそ引せらるべきに、逆引かず、又あるとき御かたはらを掃くべきよしを、の給ひければ、それは掃除坊主にこそ可被仰付とてはかず、かく何事もむくつけくいひければ、おのづから御覺もよからぬやうに人も見なし、其身も役を辭退せしに、いく程なく、役料五百石をあたへて奉行になし、後は所領を加へあたえて三百石、猶役料六百石添て、九百石の高に被成、

此國にては、平太左衛門勝名堀と、もに高名なり、

〔伊呂波字類抄〕不遇

〔拾遺和歌集〕身のまづみぬることをなげきて、勘解由判官にて、

源まながふ

不遇

〔伊呂波字類抄〕不遇

〔拾遺和歌集〕身のまづみぬることをなげきて、勘解由判官にて、